

平成 30 年度 第 2 回特定調達品目検討会議事要旨

開催日時：平成 30 年 10 月 30 日（火） 10：00～12：30

開催場所：経済産業省別館 3 階 310 会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、大石委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、奈良委員

原田委員、平尾委員、藤井委員、安井委員（座長）、柳委員

欠席委員：梅田委員、北橋委員

（五十音順）

特定調達品目及び判断の基準等の見直し（案）について

○重点改善品目の設定（2 段階基準）について

- ・ 2 段階基準については反対である。エコマークの基準設定でも、ダブルスタンダードはわかりにくいと議論しており、重要事項については、基準値の引き上げで対応し生産者誘導を図るべき。
 - ⇒ プレミアム基準の活用は従前から図っているが、予算上の都合によりプレミアム基準を適用できない場合があり、基本方針に設定することが急務であると判断した。高い基準の設定は、コストや全国的な普及の問題等、クリアしなければならない基本的考え方があるため、今後、基準を引き上げていくための数値として基準 1 を設定した。複雑化はするが、判断の基準に設定することにより、より高い基準への誘導を図りプレミアム基準に繋げていきたいという意図がある。（環境省）
- ・ 基準 1 で「可能な限り」という言葉を使うと、プレミアムと同じにならないか。基準 1 には強制力があるのか。
 - ⇒ 基準 1 には強制力はないが、今後そこを目指すことを示したい。基準 1 を満たしたかを調達実績で確認することで、高い目標設定につながると考えている。（環境省）
- ・ プレミアム基準は強制力がなく、調達者自身が高い目標を設定することは実現不可能というのが実態である。2 段階として高い基準を示すことは、現実的なより良い判断であるといえる。
- ・ 調達者にプレミアム基準を設定するために努力してもらうことを期待したが、実行されなかった。プレミアム基準が有効に機能していないのであれば判断の基準に盛り込むことは大きな前進であり高く評価する。各省庁の実績が公表されるため、プレミアム基準の検討で議論されたことが活かされ则认为る。
- ・ プレミアム基準は、他の省庁の政策に働きかける努力が足りず、採用するメリットを感じてもらえなかったことが普及しなかった要因ではないか。基準 1 が選定されず、基準 2 で良いと捉えられ、高い目標が曖昧になってしまうのではないかと懸念している。基準 1 に誘導する手法を考えることが必要。
 - ⇒ 温暖化対策に資することがメリットだが、誘導するための連携ができていない。政府実行計画のフォローアップと連携するなど、インセンティブになるような仕組みを考えたい。実績を把握し、目標設定の考え方を今後考えていく。（環境省）
- ・ パリ協定、SDGs の影響が出始めていて、上位を目指す企業が増加しており、ターゲットが基

準 2、ゴールが基準 1 とみてくれるだろうと期待している。

- ・ 閣議決定は行政官には重く受け止められるはずである。庁舎の CO₂ 削減も閣議決定を受け各機関が取り組んでおり、国等の機関には守られていくと思う。
- ・ 基本方針に 2 段階基準を設定することによってプレミアム基準が形骸化されるのではないか。「より環境性能の高い」という表現では解釈しにくく、温暖化の観点など何らかの視点を与えないと、基準 1 と基準 2 の違いが伝わらない。特に役務では視点を示さないと供給側が対応しにくい。
 - ⇒ 基準 1 の数値については、プレミアム基準で示す数値と一致させているが、数値以外の項目も含まれている。今回は、値に着目して設定したところであり、まずは省エネルギーの指標を設定した。地球温暖化対策を「より高い環境性能」に包含しているのが現状の案である。(環境省)
- ・ 基準 1、基準 2 の設定は、3 つの政策課題の気候変動に対する対策であると断言すべきである。
- ・ 気候変動にフォーカスをあてることは意味がある。ただし、配慮事項については、今後判断の基準とするという位置づけもあり、基準 1 に該当するともいえる。全ての環境負荷に適用するのであれば、3 段階にしなくても良いのではないか。
 - ⇒ 配慮事項は定性的になっているため、基準 1 とは違いがある。(環境省)
- ・ 配慮事項は実効性を伴わないため、基準 1 を判断の基準に上げるステップとして 2 段階にするのは良い手段。プレミアム基準を基本方針に定めることにより、調達者は遵守するため実効性を高められる。競争性とのバランスは考慮されるべきである。
- ・ CO₂ 削減にあたっては機能性が重視されているが、調達側はコスト重視である。CO₂ 削減を進めるために、一定程度の支出の増加が背景にあるということを各省庁が理解しなければならない。予算の増加について説明が必要ではないか。
 - ⇒ 2 段階の基準を設定することで今後、各省庁の予算が増える可能性もある。誘導の方法については今までも議論されてきたことであり、今後、有効な策について検討を進めていきたい。(環境省)
- ・ 基準は 1 つでよいと思うが、基準 2 は最低限の目標であるなら数年ごとに引き上げ、各機関は基準 1 を目指す方向に誘導していくべきでは。
- ・ 報告義務について、基準 1 の報告義務があることを法律に規定する必要はないか。
 - ⇒ 第 8 条において、調達実績の概要の公表及び環境大臣への通知について規定している。(環境省)
- ・ 第 8 条が報告義務だとは読めない。通知を報告の責務として理解されるか。従来は報告を受けていたとしても、罰則規定などの強力な手段がないと難しいのではないか。数値で可視化することは重要であるが、ネーミングはしっかり行い政策に基づき理解ができるよう取り計らっていくべきである。
 - ⇒ 実態としての実績報告は第 8 条に基づいて行われている。基本方針前文 5 ページ 3(3)「調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等」にも法律を書き下して記載しており、決定すれば責務として報告していただける。(環境省)
- ・ 基準 1、基準 2 を設定することには賛成だが、どちらが上位かわかりにくい。
- ・ プレミアム基準専門委員会で示された案より改善されたが、まだ改善の余地がある。定義の中で「基準 2 が各機関において調達を行う最低限の基準であり、基準 1 は当該事項における

より高い環境性能の基準値であり、可能な限り基準 2 から基準 1 への移行が期待されるものとして示すもの」と書いていただくと、両者の関係も分かりやすく意図が伝わる。

- ・ 基準 2 は下限として必要である。
- ・ 前文の 3 ページに「設定することも可能とする」とあるが、決定権はこちらにあるため不要ではないか。
- ・ エネルギー消費効率が上がっても、使用時間や購入量が増えると意味がないため、AI、BEMS で管理するなど、省エネな使用方法を推奨する 1 文を追加できないか。
- ・ 使用方法を規定するのはグリーン購入法の枠外である。

○バイオプラスチックについて

- ・ コピー機等は再生プラスチック、他はバイオプラスチックを推奨する理由は何か。
⇒ 再生プラスチック、バイオプラスチックの使用については、品目に応じて設定している。世の中の動きに応じて今後に対応していく。(環境省)
- ・ 欧州と日本では再生プラスチックの値段が違う。欧州の再生プラスチックは新品と値段がほぼ同じだが、価値があるため使っている人が多い。おそらく日本はそのような社会体制について行けない。バイオプラスチックが現実的かはわからない。
- ・ バイオプラスチックに関する基準は、高い壁を作って採用してきたのであって、今までの経緯を含めて一貫した考え方を求められている。

○食堂、小売業務について

- ・ 食堂の判断の基準 ワンウェイの食器・容器の使用に関するただし書きに該当することは食堂に判断させるのか。応札段階でどう担保するのか。
⇒ 規定するのが難しい事例が出てくる。調達者の手引き等に説明を記載し、発注者、受注者に参考にさせていただくことを考えている。(環境省)
- ・ 食堂の判断の基準 持ち帰り容器の提供について、消費者庁の「外食時の食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生法の整理等について」によると、食品衛生法上では、持ち帰りは禁止されてはいない。消費者の自己責任で持ち帰ることは良いが、その後万が一食中毒になったとき、食品を提供した側の責任が問われる場合もあるため、事前に説明をしていただくことが重要。このため、「消費者に求められた場合は、食品の取扱いについて消費者に説明した上で、持ち帰り用容器を提供することなどにより」と修文していただくと良い。
- ・ 小売業務の判断の基準 ワンウェイのプラスチック製品について、プラスチックと紙が一緒になった容器は該当するのか。定義に抜け道がないか確認すべき。また、判断の基準 プラスチック製買物袋の提供は無償提供か。有料の場合は該当しないということか。
⇒ 買物袋の提供については、有料、無料問わない。趣旨としてはワンウェイのプラスチック製品は全て該当する。(環境省)
⇒ 50%紙、50%プラの場合など、複合系はプラスチック製容器に該当する。(環境省)
- ・ 食品ロスは SDGs ではなく循環経済に該当するのではないのか。再度検討していただきたい。

○清掃

- ・ 持続可能な原料とは、生物資源という意味か、リサイクルできればよいのか。小売業務では持続可能な調達とある。持続可能な原料という言葉はかなり紛らわしい。
 - ⇒ 認証のパームオイルを想定しているが、基本方針上で認証品であることを規定できないため、解説資料や調達者の手引きで説明を行う予定である。紛らわしい表現がないか再度確認する。(環境省)

○印刷、会議運営

- ・ 各省庁が発行する白書の印刷について、環境白書以外は印刷の基準を満たしていないという調査結果がある。会議についても、委託業務でグリーン購入法の判断の基準を満たしていない紙を使っている場合が多い。発注先や委託先に任せきりにならないように周知徹底していただきたい。

○印刷機能等提供業務

- ・ 判断の基準 力のなお書きの「再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で適正処理され、単純埋立されないこと」は、「再生利用できない部分については、そのまま埋立処分がなされることのないよう、減量化等が行われた上で適正処理されること」に直していただいた方が良い。配慮事項 にも同じ表現がある。
- ・ 判断の基準 トナーの削減対策について、大学では別途ソフトを購入し、トナーを最大で8割ほど削減している。ソフトウェア的な削減対策が明記されていないため、様々な場合を列挙したほうが良い。

○公共工事

- ・ 電炉製鋼法による建設用H形鋼について、競争性の確保の問題があると書かれているが、国内にも多数の電炉メーカーが存在しているのではないのか。
 - ⇒ 電炉メーカーは多数あるが、高炉メーカーと比較すると生産供給量が少ない。また、H形鋼の規格はメーカーによって異なり、特定のメーカーしか生産していないことから、競争性が確保されない場合や、調達に支障が出る場合があり得る。(国土交通省)

以上